

特集 暮らしに役立つみちづくり

～国道188号柳井・平生バイパス～

国道や県道などの幹線道路は、地域と地域を結ぶ重要な道路網を形成しており、皆さんが仕事や買い物等、日常生活をする上で欠かせないものとなっています。

また、人口減少社会にあっても、幹線道路を整備することで、周辺市町への交通の便が良くなり、広域的な連携が可能になります。

なかでも国道188号は、「重要物流道路」として皆さんの生活に必要なものを確実に運ぶ役割を担うとともに、災害等が起きた時には「緊急輸送道路」として避難や救助、物資供給等の応急活動を支援します。

国道188号柳井・平生バイパスを整備することで、安全で安心なまちづくり、皆さんの暮らしに役立つみちづくりになることが期待できます。

●問い合わせ 都市計画・建築課 ☎2111 内線 231

みなさん道路に注目!



6つの効果

バイパスを整備することで以下のようなさまざまな効果が期待できます。

1 救急医療機関への速達性・確実性の確保



- 救急搬送時間の短縮
- 介護サービス等の向上

2 交通安全の確保



- 交通事故の減少
- 安全な歩行空間の確保

3 災害等に強い信頼性の高い道路ネットワークの確保



- 災害時の走行性確保

詳しい説明は次ページ

4 産業振興を支援するネットワークの強化



- 企業誘致の促進
- 雇用の拡大

5 交通の円滑化



- 交通渋滞の解消
- 定時性の確保

6 観光振興の促進



- 観光周遊ルートの形成
- 観光客の増加

国・県への要望活動を行っています

国道188号柳井・平生バイパスをはじめ、山口県東部地域の幹線道路整備実現に向けて、国土交通省等への要望活動を行っています。

●これまでの要望先

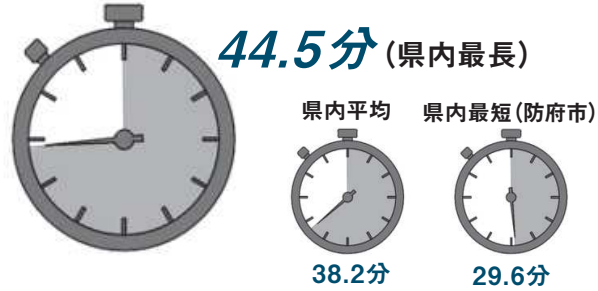
- ①山口県知事(令和元年7月)
- ②国会議員(令和元年8月)
- ③国土交通省(令和元年8月)



1 救急医療機関への速達性・確実性の確保 救急医療機関へ早く着ける道路を！

柳井地区広域消防組合管内では年間約3300人が救急搬送され、その約5割が周東総合病院へ搬送されています。柳井地区広域消防組合は所管が広範囲であることから県内で搬送に最も多く時間がかかり、搬送時間の短縮が課題となっています。

柳井地区の収容までの平均所要時間



まちの声

- 周東総合病院へスムーズに出入りできる道路が必要だと思います。
- 周東総合病院に行くときに、何かあったらすぐに車が混んでしまうので大きい道路が必要だと思います。



▲柳井天神春まつりでのアンケート調査(4/21)

バイパスを整備すると...

渋滞や事故による交通規制が減少することで、救急搬送時間の短縮を実現できます。

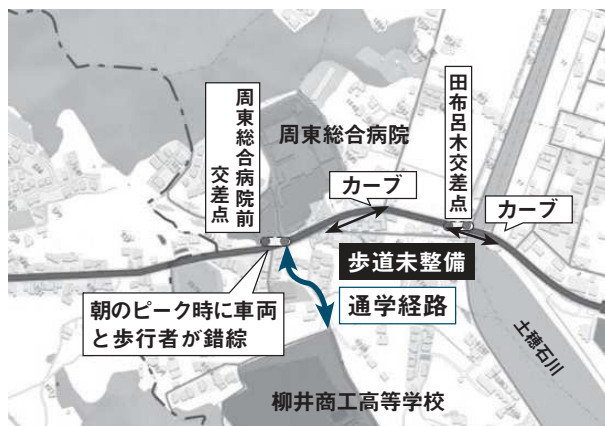
2 交通安全の確保 交通事故の防止・利用者の安全性の向上を！

現在は急カーブがあるため見通しが悪く、また歩道未整備区間があるなど交通事故の危険性が高くなっています。

また周東総合病院前交差点を起点に渋滞が発生し、通勤車両や通学する高校生、病院への通院者などで混雑するため、危険な状況となっています。



▲朝ピーク時の混雑の様子



まちの声

- 学生の通学時の安全確保が必要だと思います。
- 歩行者や自転車が安全に通行できる道路があったらいいです。



▲ゆめタウン柳井での意見交換会(7/13,7/20)

バイパスを整備すると...

渋滞が解消され、交通事故の減少や歩行者、自転車利用者の安全性が期待できます。

3 災害時に強い信頼性の高い道路ネットワークの確保 災害時にも利用できる道路を！

平成30年7月豪雨災害の時には、岩国～下松間で山陽自動車道、国道2号などの主要幹線道路が通行止めになり、国道188号が迂回路として利用されました。

またJRも不通になり、その結果国道188号の柳井平生間でも渋滞が発生しました。



▲国道188号の渋滞中の車列(平成30年7月豪雨災害時)



まちの声

- 現道が通行止めになると迂回路がなく困ったことがあります。
- 災害時のネットワーク確保が大切だと感じました。



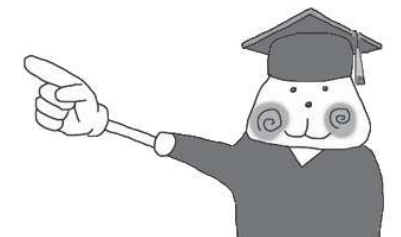
▲農業担い手センターでの座談会(7/12)

バイパスを整備すると...

災害時に強い信頼性の高い道路となり、いざというときに代替路として利用できます。

バイパス整備に向けた都市計画手続きを進めます

本路線は昭和49年に都市計画決定されていますが、最新の道路技術基準などに適合させるため、幅員の見直しなどの都市計画変更が必要です。今後、説明会や公聴会などを開催しますのでご参加ください。



■手続きの対象となる都市計画道路

- ①県が変更する都市計画道路：裾の割線(国道188号柳井・平生バイパス)
- ②市が変更する都市計画道路：向地線(国道に接続する都市計画道路)

●都市計画変更素案の縦覧

- 期間 10月18日(金)～11月12日(火)
- 時間 8:30～17:15 ※(土/日/祝)を除く
- 縦覧場所
 - ①裾の割線：県都市計画課、県柳井土木建築事務所、市都市計画・建築課
 - ②向地線：市都市計画・建築課

●都市計画変更説明会(県・市合同)

- 日時 10月26日(土)10:00～
- 場所 市役所3階大会議室

●都市計画公聴会

- 公聴会で意見を述べるには事前に公述申出書の提出が必要です。提出がない場合は公聴会を開催しません。
- 日時 11月12日(火)19:00～
 - 場所 市役所3階大会議室
 - 申出書の記述内容 意見の要旨・理由、住所、氏名、連絡先(様式自由)。
 - 提出期限 11月5日(火)※消印有効
 - 提出先
 - ①県：県都市計画課
〒753-8501 山口市滝町1番1号
☎083-933-3733
 - ②市：市都市計画・建築課
〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号
☎2111内線231